

## 低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付)に関するよくある御質問

### 給付対象者について

#### 給付対象となるのはどのような世帯ですか。

基準日(令和5年12月1日)時点で本市に住民登録があり、令和5年度分の住民税均等割のみ課税者を含み、所得割課税者を含まない世帯です。  
ただし、住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている方のみで構成される世帯は対象外対象外となります。

#### 令和5年度分の住民税均等割のみ課税者を含み、所得割課税者を含まない世帯というのはどのような世帯ですか。

住民税均等割のみが課税されている方と住民税均等割非課税者で構成される世帯や、住民税均等割のみ課税者のみで構成される世帯となります。  
住民税均等割非課税者のみで構成される世帯や、世帯に所得割課税者が含まれる場合は対象外となります。

#### 住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている方のみで構成される世帯とは、どのような世帯ですか。

例えば、高齢者2人世帯がいずれも住民税均等割のみ課税であるが、別で暮らしている課税者の息子に2人とも扶養されている世帯や、課税者の親に扶養されている大学生(住民税均等割のみ課税)の単身世帯などです。

#### 扶養されているかどうかは、どのようにすれば分かりますか。

家族等の中で住民税が課税されている方に、扶養控除の対象として申告(確定申告や勤務先への届出)をしているかどうかを確認してください。

#### 住民税均等割のみ課税者とはどのような方をいうのですか。

住民税は「均等割」と「所得割」とで構成されており、「均等割」は、前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただくもので、この「均等割」のみが課税される方をいいます。(本市の令和5年度住民税均等割額は5,300円です。)  
なお、「所得割」は、前年の所得金額に応じて負担頂くものです。

**住民税均等割非課税世帯として7万円給付金の対象世帯となっているのですが、この10万円の給付金の対象とはならないのですか。**

住民税均等割非課税世帯につきましては、この10万円の給付金の対象とはなりません。

**令和5年12月2日以降に寝屋川市へ転入した場合、対象となりますか。**

基準日である令和5年12月1日に、寝屋川市に住民登録がある方が対象となるため、本市での対象にはなりません。支給要件を満たしていれば転入前の自治体で支給対象となる場合がありますので、転入前の自治体にお問い合わせください。

**基準日(令和5年12月1日)以降に世帯主が亡くなったのですが、受給できますか。**

当該世帯において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となられた方への支給となります。

## 受付窓口について

**手続きは窓口でもできますか。**

窓口でも可能です。

**窓口はどこですか。**

寝屋川市役所別館1階です。(仮称)駅前庁舎から変更になっていますので御注意ください。

**窓口に自転車や車を停めてもいいですか。**

市役所別館に駐車場や駐輪場はありません。市役所本庁の来庁者用駐車場・駐輪場に停めてください。

**窓口は何時から何時までですか。土日に行ってもいいですか。**

平日午前9時から午後5時30分までです。土日祝日は受付することができません。

## 申請・受給について

### 口座振込でなく、現金で受け取ることはできますか。

原則、口座振込となりますが、銀行口座を持っていない方などのやむを得ない事情がある方については現金での給付を行います。

### 申請期限はいつになりますか。

令和6年5月31日(金)【消印有効】を申請期限としております。

### 支給要件確認書が届かなかったのですが、支給要件を満たしている場合、どのように申請すべきですか。

「申請書」での手続きとなります。

#### 申請書の設置場所

市役所別館1階、市役所本庁(1階総合案内、人権・男女共同参画課)、  
保健福祉センター(1階総合窓口、子どもを守る課)、各シティ・ステーション、  
池の里市民交流センター(正面ロビー前、保護課、社会福祉協議会)、消費生活センター

#### 必要書類

1. 令和5年度低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分/10万円給付)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)
2. 申請・請求者本人確認書類のコピー
3. 受取口座を確認できる書類のコピー
4. 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』のコピー  
(「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方のうち、16歳以上の方  
全員分)
5. 「(別紙)代理人申請及び提出書類について」(代理人による申請の場合)